

農地整備 10 箇年推進プログラム

～次代につなぐ兵庫の農地～

(2023~2032 年度)

2023年3月
兵庫県農林水産部

1 本県の水田農業の状況

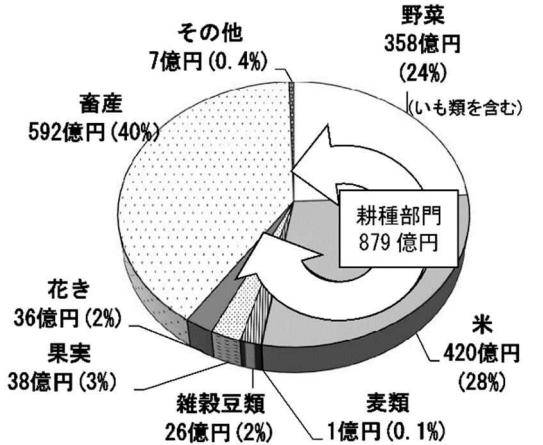
(1) 水稻主体の農地利用

本県は、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の五国からなり、各地域の多様な気候・風土に根ざした多彩な農林水産業が営まれている。なかでも、水田は県耕地面積全体の90%以上を占め(66,900ha)、米が県農業産出額の28%を占めるなど、水稻が本県農業の基幹作物となっている。水田面積の約45%では主食用米(酒造好適米を除く。以下同じ。)と酒造好適米が作付けされ、県基幹奨励品種である「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」、「ヒノヒカリ」、「きぬむすめ」が主食用米の主な作付品種となっている。特別な栽培方法や地域特性を生かしたブランド化に取り組む生産者も多く、輸出に向けた取組も見られる。

また、酒造好適米では、北播磨を中心に「山田錦」をはじめ「五百万石」等様々な品種が栽培されている。一方、水田を活用した主食用米、酒造好適米以外の作物としては、県内製粉業者や醤油醸造会社と連携した麦、大豆、酒造会社等から需要の高い加工用米、畜産農家と連携した飼料用米、WCS用稻などの飼料作物が土地利用作物として生産されている。

一方、水田を利用した野菜作としては、水稻との輪作体系として機械化が可能なたまねぎ、キャベツ、黒大豆枝豆等が栽培されており、特に淡路地域においては水稻、タマネギ、レタスの三毛作が盛んである。

兵庫県の農業産出額(令和2年) 1,478億円

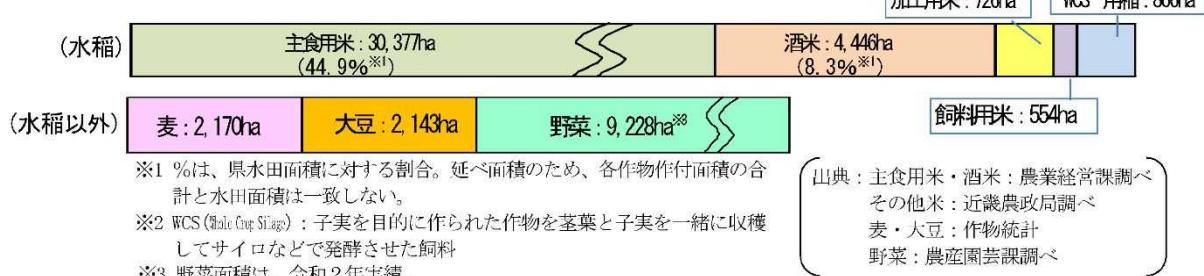


※農林水産統計(農林水産省調べ)

※農林水産統計(農林水産省調べ)

一方、水田を利用した野菜作としては、水稻との輪作体系として機械化が可能なたまねぎ、キャベツ、黒大豆枝豆等が栽培されており、特に淡路地域においては水稻、タマネギ、レタスの三毛作が盛んである。

【令和3年の水田の活用状況】



(2) 農業構造と担い手

本県の農業構造についてみると、一戸当たりの経営耕地面積が全国の半分以下、また、米の生産費は全国より高くなっていること、生産性は全国より低いといえる。

また、農業就業人口の平

均年齢、第二種兼業農家及び農業に従事する65歳未満の世帯員がいない副業的

【兵庫県の農業構造】	本県	全国
一戸当たり経営耕地面積 (ha)	1.2	3.1
米 60kg 当たり生産費 (円)	17,552	13,187
農業就業人口の平均年齢 (歳)	68.0	67.0
第二種兼業農家の割合 (%)	65	52
副業的経営体の割合 (%)	76	64

※農林業センサス2020、農業経営統計調査2019、

平成31年農業構造動態調査

経営体数の割合は、全国平均より高くなっている。このような点から、本県水田農業は高齢の小規模農家に支えられていることが言える。今後、後継者が確保できず、高齢化が進むと持続困難になるおそれがある。

このような中、法人経営体、認定農業者や集落営農組織等が地域農業の中心的な担い手となっている。法人経営体数は「法人化強化期間」中の重点取組等により、順調に増加している。

【法人経営体数の推移】<各年度末現在>

(単位：経営体) (農業経営課調べ)

区分	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	目標(R12年度)
法人経営体数	539	584	610	652	702	1,170

認定農業者数については、高齢化により再認定を希望しない農業者等が増加傾向にある一方、農地集約化による所得向上や法人化を契機とした新規認定、認定新規就農者からの移行により、全体としてはほぼ横ばいの傾向にある。

【認定農業者数の推移】<各年度末現在>

(単位：経営体) (農業経営課調べ)

区分	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
認定農業者数	2,463	2,453	2,459	2,469	2,456

集落営農組織については、1組織あたりの平均経営面積は12haと全国33haの半分以下であり、「一定の農業所得のある主たる従事者」がいないものが全体の3割以上を占める。

(3) 農地の集積

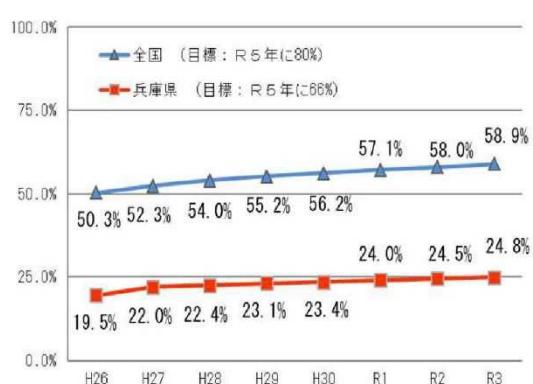
本県の担い手への農地の集積状況は、令和3年度末時点での耕地面積の24.8%と全国平均(58.9%)と比べると低調である。

要因としては、担い手と農地所有者の間の条件面(立地条件や場の規模等)のミスマッチ、土地利用型農業の担い手の世代交代の遅れや、規模拡大に伴う畦畔の草刈りや道・水路等の管理作業の負担増への危惧等が挙げられる。

【法人化・組織化集落数の推移(累積)】



【耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア】



(出典：担い手の農地利用集積状況調査)

2 農地整備の現状と課題

(1) 現状

① ほ場整備（区画整理）の進捗

国庫補助事業等を活用して整備を進めてきた結果、令和3年度末における県内のほ場整備率は79%（整備面積44,150ha）であり、全国（73%）と比較すると進んでいる。

しかし、中山間地域の地形条件や複雑な水利慣行などの理由から、淡路地域や西播磨・但馬地域の一部では未整備農地が多く残っており、農業者の減少・高齢化が進行する中で、耕作放棄の拡大も懸念される。

② 用水路の整備水準

昭和50年代には場整備を実施した地区では、その多くが用水路を開水路で整備している。地形の高低差を利用して、コンクリート製の水路により送水するもので、電力等を要しないなどの利点もあるが、送配水に時間がかかり、末端は用水が届きにくいといった欠点がある。水管理の省力化のためには、用水路のパイプライン化が望まれる。

③ 国庫補助事業の動向

平成22年度から24年度にかけて、民主党政権の下で「コンクリートから人へ」という公共事業削減の流れの中で農業農村整備予算が大幅に縮減されたが、自公政権に戻ったことにより、現在は補正予算と合わせた総額では民主党政権前の水準に回復している。

また、中心経営体農地集積促進事業や農地中間管理機構関連農地整備事業など、農業者の費用負担を軽減する事業が創設され、事業への期待は高まっている。

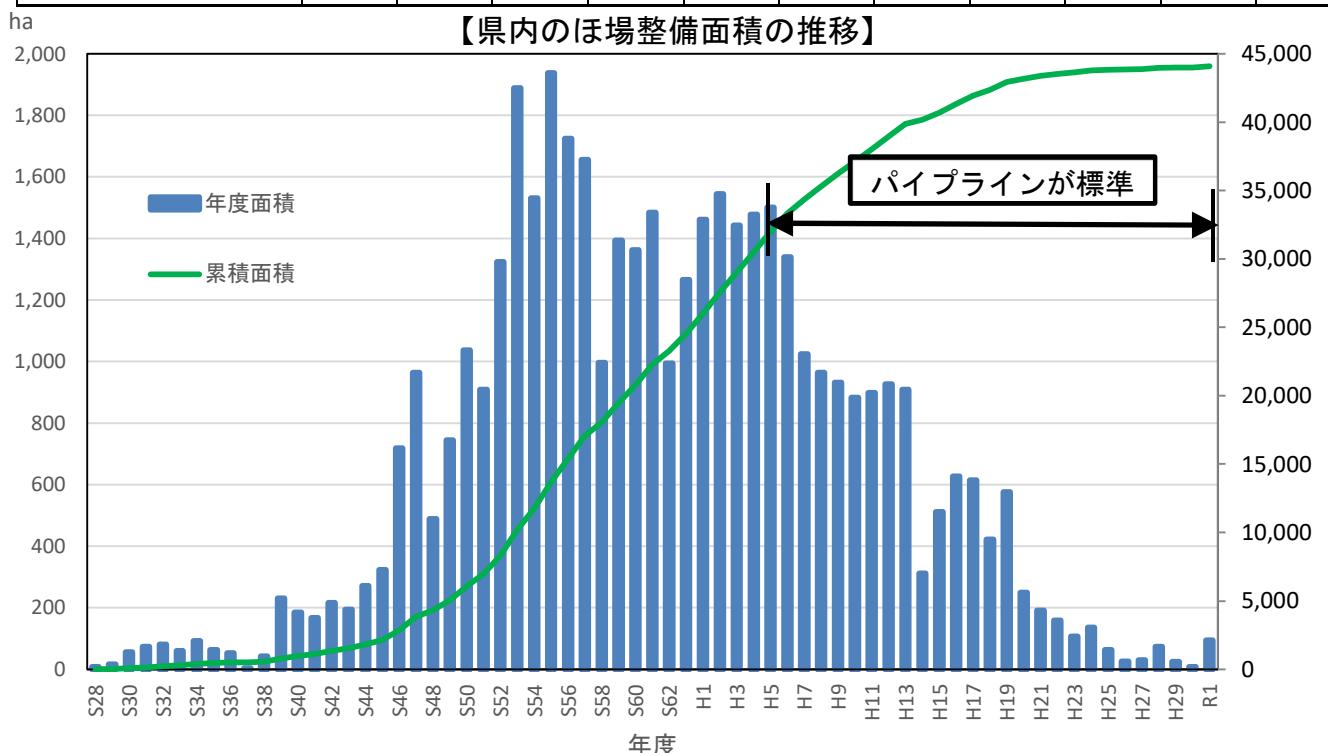
(2) 課題

上記のとおり全県的にはほ場整備（区画整理）は相当に進捗しているが、稲作等を中心とした大規模低コスト経営や、野菜等の高収益作物を導入した複合経営など、生産性、収益性の高い農業経営を目指す地区においては、農地の大区画化（自動走行農機の導入を想定し、標準区画1.0ha以上）や地下水位制御システム、自動給水栓等のICTを利用した水管理システム導入など、スマート農業の導入を可能とする、二次的な整備が求められる。

また、未整備農地の中には、ほ場整備を実施することにより、意欲ある担い手による生産性、収益性の高い農業経営が期待される農地も存在していると考えられる。限られた財源や人材などの行政資源を有効に活用して必要な整備を進めていくためには、整備の推進方針と具体的な整備方向を定め、これに沿って計画的に進めていく必要がある。

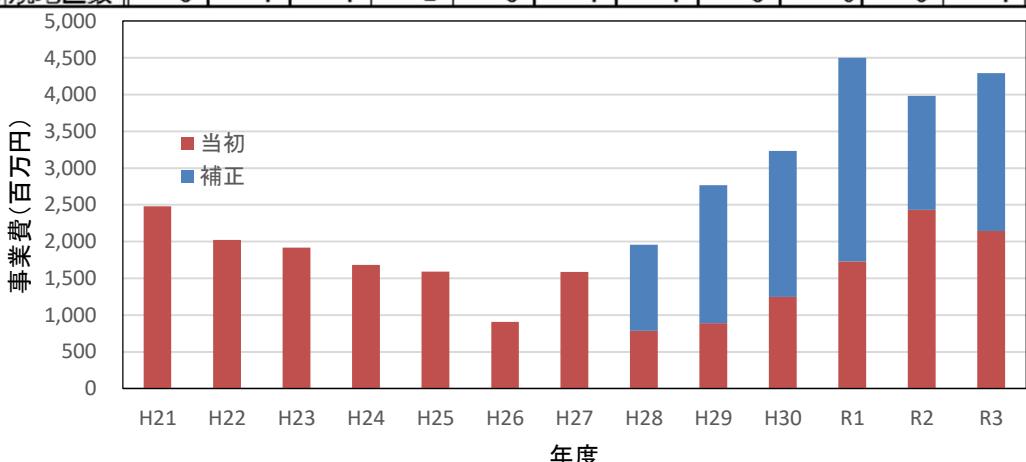
【県内のは場整備の状況（令和3年度）】

地域別	神戸	阪神	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	北但馬	南但馬	丹波	淡路	計
農振農用地(ha) 【①】	3,920	2,225	3,062	12,192	4,468	6,835	5,678	2,497	7,968	7,312	56,157
は場整備済面積(ha) 【②】	3,282	1,999	2,857	10,258	3,510	5,083	4,199	2,259	7,207	3,494	44,148
(は場整備率(%) 【②/①】	(83.7)	(89.8)	(93.3)	(84.1)	(78.6)	(74.4)	(74.0)	(90.5)	(90.4)	(47.8)	(78.6)
未ほ場整備農地面積(ha) 【①-②】	638	226	205	1,934	958	1,752	1,479	238	761	3,818	12,009
用水ハ"イ"ライン化面積(ha) 【③】	3,248	46	1,881	2,725	233	243	977	32	542	2,257	12,185
(ハ"イ"ライン化率(%) 【③/②】	(99.0)	(2.3)	(65.9)	(26.6)	(6.6)	(4.8)	(23.3)	(1.4)	(7.5)	(64.6)	(27.6)
大区画化面積(ha) 【④】	76	41	356	745	369	810	1,729	165	364	86	4,739
大区画化率(%) 【④/②】	(2.3)	(2.0)	(12.5)	(7.3)	(10.5)	(15.8)	(41.2)	(7.3)	(5.1)	(2.5)	(10.7)



【は場整備事業費と地区数（新規地区数）の推移】

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
地区数	14	14	14	13	14	14	15	18	21	28	32	32	32
新規地区数	3	1	1	2	3	1	1	3	6	5	4	1	3



3 農地整備の推進方針と具体的な整備方向

(1) 推進方針

ほ場整備（区画整理）が実施されているか否かに関わらず、意欲ある担い手による生産性、収益性の高い農業経営を実現するために、これに必要な農地の耕作条件を整備することとする。特に未整備農地について、担い手の確保と営農計画実現の可能性を慎重に見極めて、事業実施の当否を判断するものとする。

また、農地整備は、担い手への農地の集積・集約化を進める好機もあり、人・農地プランに基づき農地中間管理事業等を活用して担い手への利用権設定を一体的に進めていく。

① 経営規模拡大への条件整備

水稻生産を継続していくためには生産コストの更なる低減が求められる。

そこで、経営規模拡大によるスケールメリットを生かした低コスト生産を実現するため、ほ場の大区画化や用水路のパイプライン化を進めるとともに、農地の利用集積の障害となっている草刈り作業を省力化するため、畦畔法面の改良等を行う。

② 高収益作物導入への条件整備

食生活の変化や人口の減少とともに米の需要が減少していく中で、需要に応じた生産が求められており、農地（水田）をフルに活用して高収益作物を導入し、収益性を高めていく必要がある。

そこで、畑作物を導入する（田畑輪換）ため、導入作物に応じて排水性の改良や土壤改良等を実施する。

(2) 具体的な整備方向

① 大型農業機械導入のための区画拡大

スマート農機などの大型農業機械を使った効率的な農作業を実現するため、ほ場を大区画化する。未整備水田を整備する場合の区画は、長辺長100m、短辺長100mの1.0ha以上を標準とし、区画整備済水田を大区画化する場合の区画は短辺長100m以上を標準とする。また、耕区間等移動通路の設置を検討すること。なお、輪換田として利用する場合は、ほ場の排水性を確保するため長辺長は100mを上限とする。

② 水管理の省力化・高度化のための用水のパイプライン化

水田の水管理の省力化とともに、きめ細かな水位管理等による作物の収量・品質の向上を図るため、用水路のパイプライン化と併せてICTを用いた自動給水栓等を整備する。

③ 畑作物導入のための排水性の改善

ほ場の排水性を改善し、野菜等の畑作物の導入を可能にするため、暗渠排水工を施工し、地表残留水の排除及び地下水位の低下を図るほか、作物の収量・品質の向上を目的として地下水位の制御を行う場合においては、暗渠排水と地下かんがいの機能を兼ね備えた地下水位制御システムを整備する。

また、野菜作に必要な作土を確保するため、必要に応じて客土工、混層耕、除礫などの土層改良を実施する。

④ 草刈り作業の省力化のための畦畔法面の改良等

農地畦畔や溝畔など法面の草刈り作業を省力化するため、グランドカバープランツによる法面被覆やラジコン式草刈機の導入を可能とする法面の緩傾斜化等を施工するとともに、特に急傾斜地においては、地形条件に応じて「平行畦畔型等高線区画」により、法面面積の最小化を図る。

〔整備に当たっての配慮事項〕

① 農作業の安全性の向上

農作業の安全性向上を図るため、排水路のパイプライン化や法面小段の多段化、導入する農業機械に応じたほ場進入路の幅員確保等を図る。

② 生物・生態系への配慮

環境との調和を図るため、生態系や農業生産に被害を及ぼす特定外来生物の混入防止や事業実施に伴う環境への負荷の回避・低減等について配慮する。

4 事業実施地区の選定

事業実施に当たっては、上記の推進方針に沿って実施地区を選定するものとするが、事業実施の進捗を図るために、国の補正予算を活用する必要があることから、国補正予算割当の要件（作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加すること）に適うことが見込まれる地区を優先して選定するものとする。

なお、農地整備の実施においては担い手（利用者）と農地所有者双方の合意形成が不可欠であることから、実質的な人・農地プランが策定されている、又は策定が確実に見込まれる地区であることを条件とする。

(1) 地域別の特記事項

① 神戸地域

管内のは場整備率は83.7%であり、また整備した農地のほとんどは用水路をパイプライン化している。ほ場整備（一次整備）は完了に近づいており、本計画期間においては、ほ場整備1地区の事業着手を予定している。また、将来的には土地利用型作物主体の経営から野菜を組み入れた経営に転換を図る意欲ある担い手が耕作する農地を対象とした暗渠排水等の実施が考えられる。

② 阪神地域

管内のは場整備率は89.8%であり、県平均より低い猪名川町を除き、ほ場整備（一次整備）はほぼ完了している。本計画期間においては、ほ場整備1地区の事業着手を予定している。また、将来的には、野菜等の生産拡大を図るための暗渠排水やパイプライン化や大区画化等、二次整備の実施が考えられる。

③ 東播磨地域

農振地域を有する明石市・加古川市・稻美町ではほ場整備（一次整備）は概ね完了しており、パイプライン化も 60%を超えており。本計画期間においては、ほ場整備 1 地区、区画拡大及び用水路のパイプライン化 1 地区の事業着手を予定している。また、都市近郊に立地することから将来的には野菜等の高収益作物を導入するための暗渠排水等の実施が考えられる。

④ 北播磨地域

管内のほ場整備率は 84.1%であるが、ほ場整備済農地については整備年次が比較的古いため大区画整備は約 1 割、パイプライン整備は約 3 割に止まっている。本計画期間においては、ほ場整備 5 地区、用水路のパイプライン化 3 地区の事業着手を予定している。将来的には、実質化した人・農地プランや担い手の経営目標を見据えつつ、区画拡大や用水路のパイプライン化や野菜等の高収益作物を導入するための暗渠排水等の実施が考えられる。

⑤ 中播磨地域

管内のほ場整備率は 78.6%であり、未整備農地は約 1,000ha ある。また、ほ場整備済の農地については、法人化された営農組織がある地区などにおいては、ほ場の大区画化や用排水のパイプライン化等が求められる。

本計画期間においては、ほ場整備 8 地区、用水路のパイプライン化等 10 地区の事業着手を予定している。

⑥ 西播磨地域

管内のほ場整備率は、県平均をわずかではあるが下回っており、特に太子町、赤穂市、たつの市で整備率が県平均より低い。地域全体では約 1,800ha の未整備農地がある。本計画期間においては、ほ場整備 7 地区の事業着手を予定している。将来的には、区画の拡大や野菜・麦・大豆作にも適する水田の汎用化の実施が考えられる

⑦ 北但馬地域

管内のほ場整備率は 74%であり、約 1,500ha の未整備農地があるが、大半は山間の急傾斜地であり、ほ場整備の実施が考えられる農地は限定的である。また、整備済の農地は、用排水路が開水路で整備された地域が多い。本計画期間においては、ほ場整備 1 地区、用水路のパイプライン化 2 地区の事業着手を予定している。将来的には、生産コストの低減を図るために、大区画化などの実施が考えられる。

⑧ 南但馬地域

管内のほ場整備率は 90.5%で、ほ場整備は概ね完了しているが、整備済農地は用排水路が開水路で整備されたものが多い。本計画期間においては、ほ場整備 1 地区、用水路のパイプライン化 2 地区の事業着手を予定している。将来的には、農作業の省力化のための用水パイプライン化や土地利用型農業に適した大区画化などの二次整備の実施が考えられる。

⑨ 丹波地域

管内のは場整備率は、90%を超えており、は場整備はほぼ完了しているが、用排水路が開水路で整備されたものが多い。本計画期間においては、用水路のパイプライン化1地区を事業着手している。将来的には、黒大豆・大納言小豆等のブランド農産物の生産拡大のため、区画の拡大や暗渠排水の実施も考えられる。

⑩ 淡路地域

管内のは場整備率は47%と県平均を大きく下回っており、約3,800haの未整備農地がある。また、温暖な気候を活かして、水稻作の裏作として、たまねぎやレタス、キャベツ、白菜、ブロッコリーなどが栽培されており、野菜作を前提として排水性や作業性に配慮したは場整備が求められる。本計画期間においては、は場整備13地区と国営事業で造成した農地の二次整備3地区の事業着手を予定している。

5 農地整備事業の種別及び事業実施主体

(1) 農地整備事業の種別

本計画において対象とする農地整備事業（国庫補助事業）は次のとおりである。

- ① 農業競争力強化農地整備事業
- ② 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ③ 農地耕作条件改善事業
- ④ 農山漁村地域整備交付金
- ⑤ 水利施設等保全高度化事業

(2) 事業実施主体

- ① 県（県が直接実施するもの）

受益面積が20ha（中山間地域にあっては10ha）以上のものについては県が実施するものとする。

なお、農地中間管理機構関連農地整備事業施行地区で受益面積が20ha（中山間地域にあっては10ha）未満のものは、原則として所在市町へ委託して事業を実施することとする。

- ② 市町（市町が直接実施するものと県から受託して実施するもの）

受益面積が20ha（中山間地域にあっては10ha）未満のものについては、市町が実施するものとする。

6 事業予算及び事業実施年次計画

(1) 計画事業予算

必要な事業予算については、まずは国庫補助金の獲得が必要条件であることから、近年の本県への補助金配分額（年間 17 億円程度）が今後も継続されるものと見込み、年間の事業予算を 35 億円とする。

なお、県実施事業（市町への委託実施を除く）については、県の事業執行体制上の制約から、現行の事業予算水準（年間 25～30 億円）を上限とする。

【計画事業予算】

区分	事業予算	
	前期 (R5～R9)	後期 (R10～R14)
県実施事業 (市町への委託実施を除く)	事業費 25～30 億円/年	事業費 25～30 億円/年
市町実施事業 (県からの受託実施を含む)	事業費 5～10 億円/年	事業費 5～10 億円/年
合 計	平均 35 億円/年×5 年= 175 億円	平均 35 億円/年×5 年= 175 億円

(2) 事業実施年次計画

事業実施地区については、着手時期を前期の 5 箇年と後期の 5 箇年に区分し、前期分を別記 1 事業実施年次計画表（前期：R5～R9）に、後期分を別紙 2 事業実施年次計画表（後期：R10～R14）に記載する。

別記 1 に記載している地区は、事業実施に向けて、地形図など必要な資料の調製や関係権利者の意向確認が一定程度進捗している地区であり、順次事業化に向けて調査設計等を進めて行く。

別記 2 に記載している地区は、行政として地域の営農計画や将来性等から判断して、事業実施の必要性や有効性が確認されるものであり、事業実施に向けた資料調製や関係権利者の意向確認を順次進めていく。

【計画整備面積】

区分	前期 (R5～R9) ※1	後期 (R10～R14) ※2
未整備農地の整備 (ha)	450	300
二次整備 (ha)	220	400

※1 内訳は事業実施年次計画表（前期）による

※2 内訳は事業実施年次計画表（後期）による

事業実施年次計画表(前期:R5~R9)

1 未整備農地の整備

地区名	地域名	市町名	実施者	受益面積(ha)	主要工事	継続	着手
1 井吹南	1神戸	神戸市	県	12.4	区画		●
2 下田中	2阪神	三田市	市	5	区画		●
3 雁戸井	3東播磨	加古川市	県	71.9	区画+用水	●	
4 米田	4北播磨	三木市	市	5.0	区画		●
5 吉安下	4北播磨	三木市	市	4.0	区画		●
6 東高室	4北播磨	加西市	市	14.7	区画+管路	●	
7 在田南部	4北播磨	加西市	県	82	区画		●
8 下大部	4北播磨	小野市	県	20	区画		●
9 須加院	5中播磨	姫路市	県	24.9	区画	●	
10 豊富	5中播磨	姫路市	県	31.5	区画		●
11 豊富Ⅱ期	5中播磨	姫路市	県	27.2	区画		●
12 志吹	5中播磨	姫路市	県	20	区画		●
13 太市西部	5中播磨	姫路市・太子町	県	33.8	区画	●	
14 あまじ区	5中播磨	市川町	県	22.2	区画	●	
15 屋形	5中播磨	市川町	県	30.1	区画	●	
16 高岡福田	5中播磨	福崎町	県	45.0	区画	●	
17 山崎	5中播磨	福崎町	県	37	区画		●
18 田端・上浜市	6西播磨	赤穂市	県	12	区画		●
19 西徳久	6西播磨	佐用町	県	20	区画+暗渠		●
20 上 笹	6西播磨	たつの市	県	23.0	区画+暗渠	●	
21 たつの東部	6西播磨	たつの市	県	30	区画		●
22 岩見構下	6西播磨	太子町	県	23.3	区画	●	
23 石海中部	6西播磨	太子町	県	59.0	区画		●
24 竹野	7北但馬	豊岡市	県	13.0	区画		●
25 前	7北但馬	新温泉町	県	12	区画	●	
26 大塚	8南但馬	養父市	県	14.9	区画	●	
27 九鹿	8南但馬	養父市	県	15.0	区画		●
28 夜久野高原	8南但馬	朝来市	県	29.0	区画	●	
29 下新庄	9丹波	丹波市	県	28.6	区画+管路	●	
30 塔下	10淡路	洲本市	県	37.0	区画	●	
31 都志大宮	10淡路	洲本市	県	20.1	区画	●	
32 市原	10淡路	洲本市	市	16.4	区画	●	
33 相原	10淡路	洲本市	県	23.9	区画	●	
34 市原2期	10淡路	洲本市	県	17.0	区画		●
35 鳥飼代	10淡路	洲本市	県	20.0	区画	●	
36 下堺	10淡路	洲本市	県	20.0	区画		●
37 国衙	10淡路	南あわじ市	県	66.8	区画	●	
38 養宜	10淡路	南あわじ市	県	70.0	区画+管路	●	
39 片田	10淡路	南あわじ市	県	32.4	区画	●	
40 八幡北	10淡路	南あわじ市	市	17.0	区画	●	
41 倭文長田	10淡路	南あわじ市	県	20.9	区画+管路	●	
42 賀集	10淡路	南あわじ市	県	20.0	区画		●
43 阿万本庄川	10淡路	南あわじ市	市	6.0	区画	●	
44 御陵Ⅱ期	10淡路	南あわじ市	市	3.0	区画	●	
45 野田	10淡路	南あわじ市	市	15.0	区画	●	
46 生田大坪	10淡路	淡路市	県	26.0	区画	●	
47 西山・柳沢東	10淡路	淡路市	県	53.5	区画	●	
48 入野2期	10淡路	淡路市	県	31.3	区画	●	
合計				1,282.8			

2 二次整備(大区画化、開水路のパイプライン化等(機能向上を図るもの))

地区名	地域名	市町名	実施者	受益面積(ha)	主要工事	継続	着手
1 岡	3東播磨	稻美町	県	142	区画(二)+管路		●
2 少分谷	4北播磨	加東市	市	15	管路		●
3 新定	4北播磨	加東市	県	27	管路		●
4 岡本	4北播磨	加東市	県	45	管路		●
5 犬飼田野	5中播磨	姫路市	県	29.8	管路+暗渠	●	
6 宮置	5中播磨	姫路市	県	21.5	区画(二)	●	
7 香寺	5中播磨	姫路市	県	96.2	管路+暗渠		●
8 下鶴井	7北但馬	豊岡市	県	29.2	区画(二)+暗渠	●	
9 内町	7北但馬	豊岡市	市	14.3	区画(二)	●	
10 伊豆	7北但馬	豊岡市	県	38	管路		●
11 東和田・久田和	8南但馬	朝来市	県	36	区画(二)		●
12 泉	9丹波	丹波篠山市	県	35	管路	●	
13 乙河内	9丹波	丹波市	県	27.4	区画(二)	●	
14 中佐治	9丹波	丹波市	県	32	管路	●	
15 北淡路	10淡路	淡路市	市	11.8	区画(二)	●	
16 北淡路2期	10淡路	淡路市	市	6.7	区画(二)	●	
17 北淡路3期	10淡路	淡路市	市	14.5	区画(二)		●
18 北淡路4期	10淡路	淡路市	市	10	区画(二)		●
合計				631.6			

※実際の実施時期を約束するものではない。

(参考)主要工事欄説明

- ・「区画」は、未整備農地のほ場整備事業
- ・「区画(二)」は、二次整備のほ場整備事業
- ・「+○○」は、単独かんがい排水事業
- ・用水は、開水路工事
- ・管路は、パイpline工事
- ・暗渠は、地下かんがいシステムや暗渠排水工事

別記2

事業実施年次計画表(後期:R10~R14)

1 未整備農地の整備

地域名	市町名	予定地区数		地区名
		継続	着手	
1神戸	神戸市	1		井吹南
2阪神	三田市	1		下田中
3東播磨	明石市		1	中之番・松陰
4北播磨	小野市	1		下大部
4北播磨	加西市	1		在田南部
4北播磨	加東市		1	野村
5中播磨	姫路市	3	2	中仁野、豊富、豊富Ⅱ期、豊富Ⅲ期、志吹
5中播磨	市川町		2	神崎、上田中・北田中
5中播磨	福崎町	1		山崎
6西播磨	赤穂市	1	1	田端・上浜市、新田
6西播磨	佐用町	1	1	西徳久、早瀬
6西播磨	たつの市	1	3	たつの東部、揖保中央、揖保川中央、上沖・高駄・井上
6西播磨	太子町	1		石海中部
7北但馬	豊岡市		1	竹野
10淡路	洲本市	3	2	市原2期、鳥飼代、下堺、金屋、葛尾
10淡路	南あわじ市	3	3	阿万本庄川、賀集、三原志知、八幡中西田、野田、神代地頭方
10淡路	淡路市	3	1	西山・柳沢東、入野2期、草香、生田畠
		21	18	

2 二次整備(大区画化、開水路のパイプライン化等(機能向上を図るもの))

地域名	市町名	予定地区数		地区名
		継続	着手	
3東播磨	稻美町	1		岡
4北播磨	加東市		1	吉馬
5中播磨	姫路市	1	3	香寺、太尾、岩屋・細野、小原・小原新
5中播磨	神河町		6	中村、加納、吉富、杉、新野、大河
7北但馬	豊岡市	1	1	伊豆、小坂西部
8南但馬	朝来市	1	1	東和田・久田和、粟鹿
10淡路	淡路市	2	1	北淡路3、北淡路4、北淡路5
		6	13	

※実際の実施時期を約束するものではない。